



平成 30 年 3 月 22 日

各 位

会社名	日本瓦斯株式会社
代表者名	代表取締役社長 和田 眞 治 (コード番号 8174 東証 1 部)
問合せ先	常務取締役 渡 辺 直 美 (TEL. 03-5308-2116)

譲渡制限付株式報酬制度（従業員向け）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 20 日開催の取締役会において、当社グループの従業員向けに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入にすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度を導入する目的は、以下のとおりです。

①グループ社員のモチベーション向上

当社グループの従業員のうち、年間を通じた成績優秀者（以下「付与対象者」といいます。）に対し、金銭の給与に加えて、新たに株式報酬を付与することにより、当社グループの従業員のモチベーションの向上を図ります。

②中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与

当社グループの従業員が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

2. 本制度の概要

本制度の概要は以下のとおりです。

①導入スキーム

当社が本制度に基づいて付与対象者に確定した金銭債権を付与したうえで、付与対象者が当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けます。また、当該株式を発行又は処分するに当たって、当社と付与対象者との間で、一定期間、当該株式の譲渡等の処分を禁止するとともに、一定の事由が発生した場合に当社が当該株式を無償取得すること等の条件を内容とする契約を締結いたします。

当該株式の交付を受けた付与対象者には、付与時点から当該株式に係る議決権及び配当を受ける権利など株主としての権利を有します。当該株式の発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、付与対象者にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

②付与対象者の選定方法

当社グループの従業員のうち、年間の総合評価上位者の中から、評価委員会等を設け選定し、付与対象者といたします。

③付与株数

付与対象者に対して役職ごとに取り決めた一定数の普通株式を付与する予定です。

3. 本制度の導入時期

具体的な支給時期、支給金額、発行株式数、付与対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、平成 30 年度上期中の当社取締役会において決定することを予定しております。

以 上